

総務常任委員会

1 開 議 平成27年9月14日(月) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第61号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について

日程第2 議案第62号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第63号 大田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第64号 大田原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第65号 大田原市防災会議条例及び大田原市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第66号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第67号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員会名簿

委員長	高野	礼子	出席
副委員長	小池	利雄	出席
委員	星	雅人	出席
	黒澤	昭治	出席
	小野寺	尚武	出席
	藤田	紀夫	出席
	前田	雄一郎	出席

当局	総合政策部長	佐藤	英夫	出席
	財務部長	佐藤	雄一	出席
	総務課長	櫻岡	賢治	出席
	危機管理課長	唐橋	文久	出席
	財政課長	後藤	厚志	出席
	税務課長	墨谷	美津子	出席
	収納対策課長	諏合	誠	出席

事務局	藤原	和美	出席
-----	----	----	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高野礼子君） ただいま出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載してあるとおりであります。

当局の出席者は、佐藤総合政策部長、佐藤財務部長、櫻岡総務課長、唐橋危機管理課長、後藤財政課長、墨谷税務課長、諏合収納対策課長であります。

◎議案第61号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について

○委員長（高野礼子君） それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、議案第61号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第61号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これ以下「番号法」と称させていただきます。この番号法に定められた事務以外の事務のうち、市が独自に個人番号を利用する事務範囲等を定めるため条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（高野礼子君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第61号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定についてをご説明いたします。

委員会の資料、条例案については3ページになりますけれども、補助資料4ページをごらんいただきたいと思っております。この条例の制定の趣旨ですが、平成25年5月に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以降「番号法」といいますけれども、により、平成28年1月から国の行政機関や市町村等は個人番号、「マイナンバー」といいますけれども、を利用して事務を行うことができるようになります。

マイナンバーは、住民票を有する全ての住民に付される12桁の番号で、社会保障、税及び災害対策等の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。しかしながら、全ての事務で無制限にマイナンバーを利用することはできず、番号法においてその利用範囲が定められております。

番号法第9条第1項、別表第1では、マイナンバーを利用できる実施機関及び事務、これらを「法定事

務」といいますけれども、が規定されておりまして、また同法第9条第2項では、地方公共団体の長等は、福祉、保健もしくは医療その他の社会保障、地方税または防災に関する事務について、条例で定めるものの処理に関してマイナンバーを利用できる旨の規定がございます。そういったことから、法定事務以外の事務処理に当たりマイナンバーの利用を可能にするために、本条例を制定するものであります。

内容につきましてご説明いたしますので、資料の5ページになります。まず、第1条なのですが、この条例の趣旨を規定したものでございます。「番号法第9条第2項に基づくマイナンバーの独自利用に関し必要な事項を定める」と規定します。

2条は用語の定義規定でございまして、この条例で用いる個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者、情報提供ネットワークシステムという用語につきましては、番号法の各規定を用いて、同法における使用の例によるものと規定するものでございます。

番号法の利用の規定ですが、個人番号とは、住民票を有する全ての住民に付される12桁の番号をいいます。

特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。

個人番号利用事務実施者とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部または一部の委託を受けた者をいいます。具体的には、国の行政機関であったり、地方公共団体であったり、健康保険組合等、それらの機関から委託を受けた業者ということになります。

情報提供ネットワークシステムとは、行政機関の長等が使用する電子計算機等を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって根特定個人情報の提供を管理するために、総務大臣が特定個人情報保護委員会と協議して設置管理するものをいいます。

第3条ですけれども、個人番号の利用に関し、番号法第5条の規定に基づき市の責務を規定するもので、市は個人番号の利用に関し、適正な取り扱いを確保するために必要な措置、具体的には、マイナンバーを取り扱う基幹系システムと情報系端末を分離する、あるいは個人番号の利用、取り扱いに関する職員の研修を実施するなどを講じ、国と連携を図りながら、本市の実情に合わせた施策、具体的には個人番号利用に関する独自利用事務なんかを規定することですね、そういったことを実施すると規定するものです。

第4条は、個人番号の利用範囲を規定するもので、第1項においては、市長またはその他の執行機関である教育委員会が行う、番号法第9条第2項に基づく条例で定める事務を、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務と規定し、第2項においては、番号法第19条第7号及び別表第2の規定によって認められている他の行政機関等の情報の照会、提供、これらは大田原市が他の自治体とマイナンバーを用いて行う情報の照会、提供、それに相当するような複数の法定事務間での情報連携を市役所内で実施することができるように包括的に規定をします。ただし、番号法の規定によって、情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供が受けられる場合にはこの限りではないということになりますけれども、これは、古い誤った特定個人情報を利用することを防ぐために、最新の特定個人情報を利用するために情報提供ネットワークシステムを利用するのだという規定でございまして。ただし、この情報提供ネットワークシステム自体は、運用の開始が地方公共団体以外の機関、要するに国の機関等は29年1月からシステムがつけられると。それから、地方公共団体にあつては29年7月の予定というような法律の規定になっております。

文章で説明するとなかなか難しいので、6ページ、ちょっと次のページを見ていただきたいのですが、資料6ページの内容がちょっと図式化したもので、上の段になりますけれども、大田原市市長が他の市町村等の法定事務に関して情報の照会をかけるというようなときに、このシステム自体は、先ほど言いましたように29年7月からしか稼働しないのですが、市内の連携については、要するにいろいろな課が持っている個人情報や市内で連携できるような形で、右側のイメージですね、そういった形で情報の照会、提供をするというような市内連携を可能にするというような規定になっております。

続きまして、資料7ページになりますけれども、第3項において、前項の規定によって、特定個人情報が市内連携されるような場合、他の条例等の規定で当該個人情報と同じ内容の情報を含む書面の提出を義務づけているようなときには、書面の提出があったものとみなすというような規定です。具体的には、〇〇手当の申請、何らかの手当の申請やなんかをするときに、世帯の住民や、あるいは世帯の所得証明書等を添付するというような場合があると思いますけれども、現在は本市にそれらのデータがある場合には、本人の同意書あるいは同意の印鑑といえますか、そういったものをもらって事務処理をしているわけですが、今後はそういった同意書等を徴収しなくても、同意があったものとみなして処理をしますというようなことです。これは、番号法の制度の目的の一つに国民の利便性の向上があるということから、各行政手続において添付書類の削減、あるいは手続の簡素化、そういったものを図るために規定するものでございます。

続きまして、5条ですけれども、委任規定になります。この条例の施行に関しまして必要な事項に関しましては、規則で定めるといった旨の規定でございまして、今後法定事務以外の独自利用事務、市の条例で定める事務であって、マイナンバーを利用するような事務をこの条例を改正して定めた際には、マイナンバーを利用する市の条例等の条項や事務の内容、あるいは照会、提供する情報を個別具体的に規則で決めていくというような規定でございまして。

今後マイナンバーの独自利用事務について想定される事務としましては、資料の10ページ、スケジュール等が入っているのですが、その下にありますけれども、市独自で今考えられるような事務としては、そちらに載っているような事務が考えられるかなというふうにも今思っているのですが、ただこちらの独自利用事務につきましては、事務処理の効率化や手続の簡素化の有無、あるいは事務執行に要する各情報システムの改修状況、さらには、先ほど言いました、29年7月から提供開始予定の情報提供ネットワークシステム、そういった国等の行政機関あるいは他の地方公共団体との情報連携の必要性を検証した上で、随時今回の条例を、独自利用事務を追加して改正をしていくというようなことで考えております。

附則といたしまして、この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、具体的には28年1月1日になりますけれども、そちらから施行するというふうに規定するものでございまして。

以上で議案第61号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定についての説明を終了いたします。よろしくお願いたします。

○委員長（高野礼子君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） お伺いいたします。

まず、公布がされて、マイナンバーが各家庭に送られていくということになるかと思うのですが、

例えばDVとかの状況で、そのデータが送られた際に、不利益を抱えているケースということが存在することが考えられるのですけれども、その受け取り等は、もしその家に住んでいない形でも受け取れますというような通知みたいなものが送れるなら、どこかにあるかと思っただけですけれども、それに市はどのような形で対応していくのかということをお聞きいたします。

○委員長（高野礼子君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 済みません。ちょっとここに、今手元に詳しい資料はないのですけれども、要するにその居場所に住んでいないようなときには、9月25日までだったかと思うのですけれども、こちらのほうの居場所のほうに通知をしてくださいというような届け出をするような形があったと思うのですね。済みません、ちょっと資料今ここにないので。その手続をとってれば、その住民票でないところにカードが届くというような形にはなっていると思います。

○委員長（高野礼子君） 星委員。

○委員（星 雅人君） というのは、ことしの9月25日までに提出しておくことがあって、届け出がされていなくて、DV被害等があってもまだ届けられていない方というのは、9月25日までにその手続を済ませてくれというのが市の考え方ということでご理解させていただきました。

2点目なのですけれども、この情報なのですけれども、ほかの情報の扱いと同じように、内部からの不正利用というのが一番怖い部分だったりするのかなというところも考えているのですが、この番号を照会したことの記録、ログみたいなものは残すような仕組みになっていらっしゃるのか。不正利用みたいなものが、考えたくないのですけれども、新たに接してしまうということに関する対応ということをどのように考えていらっしゃるかをお伺いします。

○委員長（高野礼子君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） マイポータルというものを平成29年1月に国のほうでは設置をするというような規定になっています。そちらで、結局自分の情報がどういった形で使われているかというような形、照会できるような形になりますので、29年1月以降ということはあると思いますけれども、それは確認できると思います。

○委員長（高野礼子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 今の総務課長の説明に補足しまして、9月議会の補正予算で議決をしていただいた中に、特定個人情報にアクセスする全ての職員について、アクセスする記録を全て残すシステムを来年1月1日までに改修しますので、1月1日以降、法定事務で特定個人情報にアクセスした職員あるいは特定個人に係る情報を含む印刷物を含めた、全ての、誰が、どの時点で、どの番号についてアクセスしたかを、そうした形で記録する形であります。

○委員長（高野礼子君） 星委員。

○委員（星 雅人君） ありがとうございます。

あと1点なのですけれども、それは独自利用という点については、何か今考えられている、あるいは利用を検討されている業務等あるかどうかお伺いします。

○委員長（高野礼子君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 先ほど説明しましたように、資料の10ページをごらんいただきたいのですけれ

ども、今後市として想定される事務としては、そちらに一応3つ掲げております。そういったものが今後独自に、もう既に法定で決まっているものは、先ほど言いましたように別表1とか別表2ですね。それはもう法律で決まっていますから、どこの自治体も使うわけですが、大田原市独自としては、そのうちの条例で決まっている、そういった3つの条例については独自利用にできるのではないかというふうに考えているところです。ただ、先ほど言いましたように、それぞれ各、ほかの自治体とか国の機関とか、そういったものとの関係もございますので、そういったものを見計らって、先ほど言いましたように、ネットワーク自体が29年7月からということになりますから、そこに向けて検討していきたいといったことでございます。

○委員長（高野礼子君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 条例そのものというの理解できた、納得いたしました。それに附随いたしまして、今星委員からありましたことを聞くわけでございますけれども、まずこれは一問一答で、3問ばかりですかね。まとめて言ってしまってもいい。申しわけありません。

まず、このマイナンバー、これは受け取らないというのですか、入らないという方が出るわけですね。拒否もできるのですか、発行しないでいいですよということ。全部が全部ではなくて、連絡がありますね、届け出してくださいということ。私はいいですよということもできるわけですね。全員入らなくてはならないというあれではなくて、発行しなくてもいいということですよ。強制力です。

（「カードの話ですか」と言う人あり）

○委員（小野寺尚武君） カード。

（「カードの話。申請者がカードを申請する形」と言う人あり）

○委員（小野寺尚武君） 申請しなくてもいい……

○委員長（高野礼子君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） ナンバー自体は振られてしまいますけれども、カード自体、交付を受けるかどうかは個人の申請次第です。

○委員長（高野礼子君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） そういうことで、それが、する人とならない人が出てくるということで、ちょっと、どうなるのかなと思うのですけれども、そのほかに、この大田原市でも大変な作業がこれから起こるのだ、こういうふうに思っているのですけれども、これらの番号制度の所管の課がどこになるのかとか、また保管課の決定、これは各作業を行う課の洗い出しというのですか、そういったものもやっていかななくてはならないかなと、こう思うのですけれども、この個人情報などございますけれども、これらを保管する課というのは今までどおり総務、企画課でやるのか。その中でまた係を決めていくのか、それをちょっと。

○委員長（高野礼子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 今のご質問にお答えする前に、その前のご質問でちょっと確認申し上げます。番号通知カード、これは紙製のカード、それについても住民票がある全ての市民の方については必ず送付する。それを受けてICチップの入ったマイナンバーカード、あれは希望する方だけに交付する形。それから、今のご質問ですけれども、個人情報を保管する課は従前どおりです。それぞれ社会保障、税、それから災害対策関係で所管している課が個人情報を保管する状況は、変更ございません。そこに番号、

マイナンバーを付加するという形ですので、このマイナンバー制度に伴って個人情報が入所に集約されるわけではございません。所管課が従前どおり保管する中で、その個人情報に通知される番号を付加していくというシステム改修を来年1月までに行うということです。この番号制度全体を統括するのが総合政策部政策推進課、それから主にセキュリティーシステムあるいはシステムの改修についてベンダーとの窓口などが同じく総合政策部の情報政策課ですけれども、繰り返しますけれども、個人情報の保管は従前どおりそれぞれ所管課がそれぞれに管理するというので、先ほど申し上げた情報提供ネットワークシステム、これが稼働した段階で初めて、他の自治体や国との間でその番号を介して必要なデータ、情報交換をするということですので、個人情報の所管課は従前と変わりはありません。

○委員長（高野礼子君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 今回の補正にも載っており、了解していますけれども、このマイナンバー導入に係る初期の費用とか、運用開始になって維持費、それを維持していく費用とかというのは当然国のほうでも見てくれるのでしょうかけれども、市としてはどう予測なさって、負担というのですか、どの程度、莫大な金がかかると思うのですけれども、そこらのところを聞きたい。

○委員長（高野礼子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） このマイナンバー制度の運用に係る経費でございますが、今委員がおっしゃったように、基本的な分は全て国の10分の10の補助金ですけれども、市独自でさらにセキュリティーを強化する、これについては一部市の単独費用が投入されるのですが、それについては正確な数字はちょっと今手元にはございませんけれども、年間で数百万円程度の維持管理費はかかる。それは、より市民の情報セキュリティーを高める、市民に安心感を与えるということで、ある程度の市独自の上乗せの費用がかかってくるところであります。

○委員（小野寺尚武君） 結構です。

○委員長（高野礼子君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

次に、意見を行います。皆さんから発言ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） ないようでありますので、意見を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第61号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について、原案を可とすることに決しました。

◎議案第62号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高野礼子君） 次に、日程第2、議案第62号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

- 総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第62号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本市のために特に功労があった者として定める被表彰者から、大田原市ふるさと納税寄附金要綱に基づき寄附した者を除くことに伴い、関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

- 委員長（高野礼子君） 総務課長。

- 総務課長（櫻岡賢治君） 議案第62号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

条例案につきましては、資料の12ページになりますけれども、補助資料13ページをごらんいただきたいと思えます。この条例の改正の趣旨ですが、大田原市ふるさと納税寄附金要綱（平成20年告示第72号）が平成26年9月に改正されまして、寄附者への謝礼が拡充されたことに伴いまして、本市のために特に功労のあった者として定める被表彰者から、大田原市ふるさと納税寄附金要綱に基づき寄附した者を除くために関係部分の一部を改正するものでございます。

改正内容ですけれども、資料の14ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。大田原市表彰条例第2条第1項第6号ただし書き中、「ただし、」の次に、「大田原市ふるさと納税寄附金要綱（平成20年告示第72号）に基づく寄附及び」を加えます。

なお、大田原市ふるさと納税寄附金における寄附者への謝礼の拡充内容につきましては、次のページ、資料15ページに記載しておりますけれども、15、資料にありますとおり、このご寄附者に対しましては大田原市としては十分な謝意を表しているというふうに考えますことから、今回ふるさと納税寄附者につきましては自治功労表彰の対象から除外する条例改正を行いたいというものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年10月1日から施行すると規定するものでございます。

以上で議案第62号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定について説明を終了いたします。

- 委員長（高野礼子君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

- 委員（星 雅人君） 質問させていただきます。

この改正以前に、つまり27年10月ですか、1年半ぐらい、寄附額がふえた時期からになると思うのですが、その間にこの表彰の対象になってくるような方というのが何名ほどいらっしゃったかということと、その方には表彰というものがされてしまうのかということについてお伺いします。

- 委員長（高野礼子君） 総務課長。

- 総務課長（櫻岡賢治君） 今回初めて、この方々が表彰の対象になってくる方々ということになります。

件数としましては、24件といいますか、1団体、23人になります。そのうち、市内の方は1名いらっしゃいます。市内1名で、それ以外はみんな市外ということになります。この条例改正がされれば、今回はその方々は表彰から除かれるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高野礼子君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 私はこれは当然だろうと思っているのですよ、この条例は。これが、謝礼等がなければ、当然表彰しました。今までもずっとそういった形でありますから。謝礼目的とする方もいらっしゃるし、ほかの自治体ではそういうふうな宣伝なさって、ふるさと納税ということで自治体挙げてやっている自治体もあるわけでございます。やはりこれは当然だろうと思うのですけれども、よその自治体の例はどのようになるのでしょうか。

○委員長（高野礼子君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 大変申しわけないですが、ほかのところはこのような形で、うちのほうは表彰条例上、第2条第6号で「市に対し、金額又は価格100万円以上の寄附をした者」というような形で条例上は規定されているのですね。その表彰の対象に各自自治体がそういった篤志家といいますか、それを表彰の対象にしているかどうかというのは、大変申しわけないですが、ちょっと今私は調べていないのですが、ただこの100万円というのを、以前は条例上には50万円という規定だったのですけれども、その後改正して100万円になったということでございます。今委員がいろいろとおっしゃるように、こう言っているかわかりませんが、要はかなりほかの目的の方が寄附をされて、控除を受けると。申し込みのほうにもあるのですけれども、個人情報に関する部分ですから、この寄附を受けたことに対して、これ以外には何も使いませんよということになっている。どちらかという、寄附される方々は、自分は今だけ寄附をしたのだということが、表彰条例では100万円以上寄附したということがわかってしまいますので、そういったことを望まないという方が多いのですね。そういうところを加味させていただいて、今回はこういった条例にさせていただきました。

ちょっと小野寺委員の回答にならないかもしれませんが、大田原市としては今100万円以上になっていますけれども、この時点ではそういった篤志家に対して寄附をしている方がちょっとつかめないの、大変申しわけないです。

○委員（小野寺尚武君） よろしいです。

○委員長（高野礼子君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

次に、意見をを行います。皆さんから発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） ないようですので、意見を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第62号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号 大田原市表彰条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることに決しました。

◎議案第63号 大田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高野礼子君） 次に、日程第3、議案第63号 大田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第63号 大田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、番号法の施行に伴い、国の行政機関の個人情報の保護に関する法律の改正に応じて、その国の取り扱いと同様に措置を講じる必要があることから、関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（高野礼子君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第63号 大田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

条例案は、17ページ以降になりますけれども、補助資料の20ページをごらんいただきたいと思います。この条例の改正の趣旨ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下「番号法」といいますけれども、の第29条及び第30条の規定により読みかえられました、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、「行政機関個人情報保護法」といいますけれども、における個人情報の取り扱いに準じて国と同様の措置を講ずるために、本条例の関係部分の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、補助資料の22ページ、新旧対照表、あわせてちょっと前に戻って、資料20ページの議案の概要、そういったものをちょっと確認していただきながらごらんいただきたいと思います。

新旧対照表のほうですけれども、個人情報保護条例のまず目次中の「第28条」を「第28条の2」に改めます。

第2条は用語についての定義規定でございますが、本条例で番号法と同様の定義規定とするために、第3号として、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報、23ページに行きまして、及び第4号として、番号法第23条第1項及び第2項に規定する情報提供等記録の2つの定義を追加いたします。

ちょっと戻りますけれども、第2号の個人情報の定義につきましては、番号法における同様の定義内容とするために、ただし書き以降を条例の個人情報の定義に含めるための規定でございます。また、第6号につきましては、法人等についての文言規定ということになります。

23ページですけれども、第5条第4項の「第34条第1項」は、過去の改正時における条ずれの改正になります。

第7条、目的外の利用及び提供についての規定ですが、特定個人情報については、別の取り扱いとして7条の2ということで次に規定しますので、この条においては適用除外としますという規定でございます。

次、第7条の2及び第7条の3になりますけれども、特定個人情報の目的外の利用及び提供についての規定で、番号法の定め、番号法の第29条または2項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第8条第2項第1号により、人の生命、身体または財産の保護等に限定して目的外利用を認めることとし

て、個人情報とは別の取り扱いとする必要がありますことから、先ほど言った第7条とは別に区別して、第7条の2を定めるものです。

24ページに行きまして、また特定個人情報の提供についても、番号法第19条各号のいずれかに規定された場合のみに提供できるというような形になりますから、第7条の3をつけ加えるものです。

第8条の提供先に対する措置要求は、番号法第4章において特定個人情報の提供が制限されることから、この条においては特定個人情報を除くというふうに規定するものです。

第14条第2項は開示請求に関する代理人の範囲についてですけれども、番号法の定めによる特定個人情報に係る開示請求を含めた規定に改めます。以降、第15条第2項、第23条第3項、第26条第2項、第30条第2項についても同じです。開示請求、訂正請求、利用停止請求について任意の代理人を認めることにつきましては、行政機関個人情報保護法においては任意代理というのが認められていないのですけれども、社会保障番号制度においては、情報提供ネットワークシステム、これから開始されます、の導入に伴って、開示請求とか訂正請求、あるいは利用停止請求ということが本人の参加の権利という形で実質的に保障が必要になってきます。このために任意の代理人を行使できるように、インターネットに接続ができないような人についても、あるいは書面で請求が困難な人についても容易に開示請求ができるように任意代理を認めるという必要があることから、こういった規定にするという形になります。また、個人番号利用に関して、社会保障とか税の分野の手続では、税理士さんとか、あるいは社会保険労務士とか、そういった方々に代理人の手続を委任するニーズが高いというようなことで、開示請求についてはそういった税理士さんなどにも任意の代理人を認めることが、今回の法律の利便性の向上に資するという事で認められたものでございます。

25ページになります。第21条、特定個人情報の開示請求に関する処理期間について。本市は、行政機関個人情報保護法第19条の規定で、個人情報は30日間ですよというふうになっているのですけれども、うちのほうの独自の条例で15日間というふうに規定しています。ただ、行政機関個人情報保護法は第19条の規定で30日となっている関係があるものですから、それに準じて30日というふうに定めます。

また、第4項で事務処理上の困難その他正当な理由があるときの特定個人情報に関する開示期間の延長については、行政機関個人情報保護法が60日というふうになっているので、それに準じて60日としますけれども、特定個人情報というのは、要するに個人番号が悪用されたり、あるいは漏えいした場合、個人情報の不正な追跡とか突合が行われて、個人の権利、利益侵害を招きかねないということがありますので、個人情報の開示処理に当たっては、より慎重に、また正確にする必要があるというふうなことで、処理期間を行政機関個人情報保護法に準じて60日というふうに規定いたします。

26ページ、第28条第3項及び第32条第3項ですけれども、訂正請求及び利用停止請求に係る処理期間については、行政機関個人情報保護法第31条第2項及び第40条第2項の規定と同様の処理期間として、同法に準じて60日と規定いたします。理由としては、先ほどと同じように、より慎重に、正確にそういったことをやる必要があるということで、60日とします。

第28条の2は、番号法の読みかえ規定によって、情報提供等記録を訂正した場合には、当該訂正を総務大臣ほかに対し、遅滞なく通知する旨の規定でございます。

第29条第1項の個人情報は、番号法の読みかえ規定によって特定個人情報を除く旨の規定です。特定個

個人情報に係る利用停止請求については第2項として加えていきまして、あわせて後続の項の番号を整理いたします。

27ページ、第29条第2項第1号及び第2号は、番号法の読みかえ規定によって、市民等が実施機関に対し特定個人情報の利用停止請求に係る要件を個人情報とは別の取り扱いとする旨の規定で、具体的な利用停止請求事由として、目的外の利用あるいは収集、保管、ファイル作成、提供の違反がそれらに当たりまして、特定個人情報の利用の停止または消去、特定個人情報の提供の停止の措置を請求できるというふうな規定になっています。

第30条の利用停止請求の手続については、番号法第30条第1項の規定により、情報提供等の記録を除く個人情報というふうになっております。

28ページに行きまして、第32条第3項の利用停止請求につきましては、「訂正請求」というふうになっていたのですが、これは「利用停止請求」の条文というふうなので、その文言の規定を改めるということと、事務処理上の困難その他の理由があるときには、さらに30日間延長して、60日という形で期間を延長できるという旨の規定です。

第34条、番号法の規定によって市の実施期間が取り扱う徒弟個人情報に関する重大な事故、重大事故で、漏えいしてしまったというふうなことでございますけれども、そういった場合に、実施機関が行う重点項目評価について、当該内容の意見を聞くいわゆる第三者機関ですね、大田原市個人情報保護審査会の新たな事務として、審査会の事務を追加する規定です。

第42条は、個人情報については、他の法令等において閲覧や縦覧等の手続が規定されている場合には当該法令等の規定を適用しますが、特定個人情報については、番号法の規定で、それは適用されないというふうなことでございますので、本条例についても同様に特定個人情報を除く旨の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の日から施行すると。具体的には28年1月1日というふうに規定しますが、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める日ということで、済みません、資料19ページに戻っていただいたほうがよろしいかと。19ページ、1号ですが、第5条及び第34条の改正については、条例公布の日。これは、第5条というのは、引用条文が違っていたという部分ですね。あと、第34条は、個人情報保護審査会の事務の追加。もし情報が漏れてしまったときには、委員会のほうの意見を聞くというふうな形になりますので、施行の日を実施したいと。

2号、第7条の改正及び第7条の3の追加規定は、番号法の施行の日、27年10月5日。第7条の改正というのは、番号法の特定個人情報を規定しておりまして、また第7条の3の追加規定というのは、番号法の第19条の特定個人情報の提供について規定しているので、その番号法の附則第1条の施行の日に関連させる必要があるために、こういった形の施行の日ということになります。

あと、第7条の2については、特定個人情報の目的外利用に該当するので、それについては28年1月1日ということになります。

それから、3号は、第28条の2の追加規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の日、これは情報提供ネットワークシステムに関することになっておりますので、29年7月というふうな形になります。

以上で議案第63号 大田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（高野礼子君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 1点だけお伺いします。

第34条、大田原市個人情報保護審査会、これは、これまでは審査会をして、意見を聞くためということで、ちょっとそここのところを開きたいのですけれども、意見を聞くというのは、当事者から聞くということによろしいのですね。

それで、委員さんから聞くというのは当然だろうと思うのですけれども、出てきていただいて意見を聞くということになりますよね。これの意見を聞く、意見を徴する機関を設けておくべきだと思うのですよ、何日までとか、当然。ほかの自治体を見ますと、私もちょっとうちで調べてきたのですけれども、30日とか何とかと決めている自治体があるのですけれども、やはり何日間と決めないと、だらだら、だらだら、いつまでも、私はまずいのではないかと思うのです。日にちをある程度決める。30日なら30日間ですよということを決めておかないと、委員さん方に集まっていたいただいて審査会を開いても、意見等が。やはり聞くのですから、今度改めて。こういうのは今までなかったのですから、意見を聞くことができますから、どうでしょうか。ある程度、意見を徴する期間を設けるべきと思うのですけれども。

○委員長（高野礼子君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 済みません。他の市町村、自治体のものをちょっと調べていないのですけれども、意見を聞くという期間というのは、審査会を開いて、その審査会の開催する期間ということですね。

○委員（小野寺尚武君） いや、それもそうですけれども、意見を聞く期間というのですか……

○総務課長（櫻岡賢治君） 期間というのは時間ですね。

○委員（小野寺尚武君） そうそう、そうそう。それをある程度決めておかないとまずいのではないかと、こう思いますが、これは後で結構ですから、他の自治体のを私もちょっと調べたら、30日が多いですね。30日間に聞くというのがあるものですから。それをちょっと調べてください。

○委員長（高野礼子君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） それは要するに、何かその情報とか漏れてしまって、それが漏れた事実から30日以内には開くという、そういう意味ですか。そうではないのですか。

○委員長（高野礼子君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） この委員会を開きますね。開くというと、今までと違って、今度は意見を徴することができるわけですね、当事者から、それをある程度決めておかないと、何日間のうちに。それを過ぎてしまって、だらだら、だらだら、今度は、まだ意見を言う期間なのですよとかということになると、それはまずいのではないかと思うのですけれども。

○委員長（高野礼子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 個人情報保護審査会の運営につきましては、新しく個人情報保護審査会規則でいろいろ定めているのですが、今現在大田原市の規則では、委員がおっしゃった、意見を徴収するのに要する日数の規定がございません。今ご指摘いただきましたので、このマイナンバー制度の施行に合わ

せまして、そういった明確な日数を定める必要があるかどうかについて今後検討させていただきたいと思
います。

○委員長（高野礼子君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） ないようですので、意見を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第63号 大田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることに
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号 大田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とす
ることに決しました。

◎議案第64号 大田原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

○委員長（高野礼子君） 次に、日程第4、議案第64号 大田原市職員の再任用に関する条例の一部を改正
する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第64号 大田原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
の制定につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
の施行に伴いまして、関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（高野礼子君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第64号 大田原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制
定についてご説明いたします。

条例案につきましては、30ページになりますけれども、補助資料31ページをごらんいただきたいと思います
です。この条例の改正の趣旨ですが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を
改正する法律の施行により、地方公務員の共済年金制度が厚生年金保険法に統一されることに伴いまして、
「特定警察職員等」の定義を定める地方公務員等共済組合法の附則規定が削除されまして、同様の内容が
厚生労働年金保険法の附則に新たに規定されますことから、本条例の引用規定の部分を改正するものでご
ざいます。

なお、「特定警察職員等」の中には、消防司令以下の消防吏員が含まれますことから、本市においては消防吏員の再任用を想定したものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、資料32ページの新旧対照表をごらんください。大田原市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第4号）について、附則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改めます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年10月1日から施行すると規定するものでございます。

以上で議案第64号 大田原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（高野礼子君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

次に、意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） 意見はないようですので、意見を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第64号 大田原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号 大田原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることに決しました。

◎議案第65号 大田原市防災会議条例及び大田原市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高野礼子君） 次に、日程第5、議案第65号 大田原市防災会議条例及び大田原市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第65号 大田原市防災会議条例及び大田原市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本年10月1日から那須地区消防組合が設立されることに伴い、関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、危機管理課長よりご説明申し上げます。

○委員長（高野礼子君） 危機管理課長。

○危機管理課長（唐橋文久君） それでは、議案第65号 大田原市防災会議条例及び大田原市交通安全対策

会議条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料の33ページから37ページになります。それでは、35ページの議案書補助資料をごらんください。平成27年9月30日をもって大田原地区広域消防組合が解散し、10月1日から新たに大田原市、那須塩原市及び那須町の消防に関する事務、そのうち消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務は除きますが、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス設備工事届の受理に関する事務を共同処理する那須地区消防組合が発足することにより、消防本部消防長が校正委員になっている会議の設置条例、大田原市防災会議条例、大田原市交通安全対策会議条例の関係部分等を改正するものでございます。

添付資料の36ページからの新旧対照表をごらんください。まず、大田原市防災会議条例におきましては、第3条第5項第7号で規定しております「消防長及び消防団長」を「那須地区消防組合消防長及び大田原市消防団長」に、次の37ページであります。大田原市交通安全対策会議条例におきましては、第4条第5項第5号において規定をしております「大田原地区広域消防組合消防本部消防長」を「那須地区消防組合の職員のうちから市長が委嘱する者」と改正し、あわせて他の委員の言いあらわし方、文言を新旧対照表のとおり改正するものでございます。

なお、交通安全対策会議の委員の言いあらわし方、文言につきましては、この会議の設置規定となっております法律であります。交通安全対策基本法に規定しております都道府県交通安全対策会議の委員の言いあらわし方に準ずる改正をしております。

資料の34ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、平成27年10月1日から施行することとしております。

以上で議案第65号の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（高野礼子君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） 1点お伺いします。

交通安全対策会議のこの条例なのですけれども、委員さんの言い方を条例に合わせて変えられたということなのですけれども、基本的にはこの前の方がそのまま引き続きやられるということだとは思いますが、何かの事情があった場合に違う方が出られるということも今度は起こってくるということを想定してよろしいでしょうか。

○委員長（高野礼子君） 危機管理課長。

○危機管理課長（唐橋文久君） 委員の構成メンバーは基本的に改正前と同じでございます。交通安全対策会議につきましては、5年に1回改正いたします交通安全の基本計画、今年度第10次の策定を予定しておりますが、次の第10次の交通安全基本計画が10月ごろに示されるということ聞いております。その後栃木県で大田原市ということで策定する予定でございますが、この会議につきましては策定に二、三回程度の会議でございますので、なるべく現委員の日程調整をして会議を開催したいと、そのように思っております。

以上でございます。

○委員長（高野礼子君） よろしいでしょうか。

○委員（星 雅人君） はい。

○委員長（高野礼子君） 藤田委員。

○委員（藤田紀夫君） 防災会議のほうでお伺いいたします。

消防長を指名するということですが、大田原市単独の災害の場合はいいのですけれども、今度は那須地区消防組合1つになりますので、広範囲に災害が起きたとき、消防長を指名したとき、隣のまちも災害対策本部を設置したときに会議をするというときに、1人だと不便を感じると思いますけれども、その辺はどうなるのでしょうか。

○委員長（高野礼子君） 危機管理課長。

○危機管理課長（唐橋文久君） この防災会議条例につきましては、地域防災計画を策定するための会議でございますので、災害が発生した場合の消防本部からの職員の出席ではないものですから、実際の災害が起きた場合の出席依頼につきましては別途大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱で定めておりまして、消防長という言い方ではなくて、消防本部からの職員が出席できるという形になっております。

以上でございます。

○委員（藤田紀夫君） わかりました。

○委員長（高野礼子君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

次に、意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） ないようでありますので、意見を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第65号 大田原市防災会議条例及び大田原市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号 大田原市防災会議条例及び大田原市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることに決しました。

（職員交代）

◎議案第66号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高野礼子君） 次に、日程第6、議案第66号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

財務部長。

○財務部長（佐藤雄一君） 議案第66号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

53ページの議案書補助資料をごらんください。主な改正点といたしまして、大きく区分いたしますと4

項目ございまして、まず税務課所管のものは3項目でありまして、番号法の施行に伴うもの、わがまち特例の割合の整備、それからたばこ税の税率の特例の廃止の3項目、それからもう一点、収納対策課所管の猶予制度の新設整備の合計4項目でございます。それぞれ税務課長及び収納対策課長より詳細につきましてご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高野礼子君） 税務課長。

○税務課長（墨谷美津子君） では、早速新旧対照表よりご説明いたしますが、途中第8条から第17条の猶予制度の新設整備につきましては収納対策課長よりご説明を申し上げます。

では、新旧対照表の59ページをごらんください。第2条は、番号法の施行に伴う改正です。

続きまして、収納対策課長よりご説明を申し上げます。

○委員長（高野礼子君） 収納対策課長。

○収納対策課長（諏合 誠君） それでは、納税に係る猶予制度の整備に関しましてご説明いたします。

こちらに関しましては、ことしの3月31日に公布されました改正地方税法において、納税者の申請による換価の猶予制度を新たに創設するなど猶予制度の見直しが講じられましたが、その際地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえまして、一定の事項については地域の実情に応じて条例で定める仕組みとされた点も含めて、今回市税条例の一部を改正するものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますが、59ページの一番下の部分の左側、旧のほうをごらんになってください。猶予制度の整備に関する改正方法といたしまして、現在大田原市税条例の第8条から第17条までが削除という形で規定されているため、このうち第8条から第13条をもって、地方税法の改正に伴う改正を行うものであります。

第8条につきましては、資料の59ページから次の60ページにかけて、全て、全部で第5項までありますが、徴収の猶予または徴収の猶予の期間の延長に係る分割納付、特別徴収、いわゆる給与などからの源泉徴収の場合は、言葉で「納入」といいますが、この各納付・納入期限及び各納付・納入期限ごとの納付・納入金額を定めること、やむを得ない理由があると認めるときはこれらを変更できること、通知をすることなどを整備するものであります。

次に、第9条につきましては、資料の60ページの最後の部分から62ページにかけて、全てで第8項ございますが、徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長に係る申請書の記載事項、添付書類、補正期間、不許可事由などの申請手続を整備するものであります。

そのうち、地域の実情に応じて定める部分として、第4号で、猶予金額が50万円を超え、かつ猶予期間が3月を超える場合は、担保の提供に関し必要な書類の添付を求めます。

第7項において、申請書または添付書類の記載に不備あるいは未提出があり、これらの書類の訂正等を求める通知を受けた場合のその訂正等の期間については市から通知を受けた日から20日間と規定し、第8項におきまして、申請を不許可とする事由として、第1号に規定する市税等、この場合国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含みます。次号においても同じです。これらの徴収金のほか、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の税外収入に滞納がある場合、第2号に規定する、過去1年以内に市税等に係る分納誓約をしたにもかかわらず、これに基づく分割納付、納入に正当な理由なく不履行があり、当該分納誓約が解除された場合の2つを不許可事由に追加するものであります。

資料の63ページに参りまして、第10条につきましては、改正地方税法において徴収猶予等の取り消し事由が追加整備されましたが、そのうち条例に規定された事項を地域の実情に応じて定めるものであります。具体的には、第1項で、取り消し事由となる、猶予に係る徴収金以外の新たな市の徴収金の滞納や市の債権に係る債務不履行に関して値当該債権を分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の税外収入とすること。第2項で、市に同意を得ることなく新たに金融機関等から融資を受けた場合、もしくは金融機関等との取引が停止された場合、市に同意を得ることなく自動車等の高額な財産を取得または更新した場合、徴収猶予に係る市の徴収金を一時に徴収することが見込める処分可能な財産が新たに判明した場合、これらを取り消し事由として規定いたします。

第11条につきましては、全てで第5項までありますが、改正地方税法において職権による換価の猶予または職権による換価の猶予の期間の延長の手續等が整備されましたが、そのうち条例に委任された事項を定めるものであります。具体的には、財産目録、担保提供に係る書類、分割納付・納入に必要となる書類等の提出を求めることができることを定めるほか、職権による換価猶予の手續等については徴収の猶予に係る規定を読み替えて準用するため、条例に委任された事項についても徴収の猶予と同様に定めるものであります。

次に、資料の64ページに参りまして、第12条につきましては、このページから次のページの中段まで全てで12項までありますが、改正地方税法において申請による換価の猶予制度が新たに創設され、そのうち条例に委任された事項を定めるものであります。具体的には、第1項で、市の徴収金の納付、納入について誠実な意思を有すると認められるときには市税の納期限から6月以内の申請に基づき換価の猶予をすることができることを定めるほかは、分割納付・納入方法、申請手續並びに申請に係る補正手續、不許可事由及び取り消し事由などは、申請による換価の猶予の手續等については、徴収の猶予に係る規定を読みかえて準用し、条例に委任された事項についても徴収の猶予と同様に定めるものであります。

資料の65ページに参りまして、第13条につきましては、条例に委任された担保を徴する必要がない場合を定めるものであります。具体的には、猶予金額が50万円以下の場合、猶予期間が3月以内の場合、担保を徴することができない特別な事情がある場合とするものであります。

第14条から第17条までを削除という形で規定します。

以上、私からご説明いたしました猶予制度の整備関係の改正につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。ここからはまた、再度税務課長からの説明に戻ります。

○委員長（高野礼子君） 税務課長。

○税務課長（墨谷美津子君） では、65ページをごらんください。第18条は、第8条新設に伴う略称規定による改正です。

65ページ、66ページの第23条は、適用条文の改正、また第9条新設に伴う略称規定による改正です。

第33条は、国外転出時の譲渡所得税の特例が創設されましたが、個人住民税について、特例は適用しないものとするものです。

66ページ、67ページをごらんください。第36条の2は法人番号の規定を整備するものです。

第36条の3の3は、所得税法の項ずれによるものです。

第47条は、提出書類の記載事項について、個人番号、法人番号などの規定を整備するものです。

67ページ、68ページをごらんください。第52条は、該当法人の名称変更に伴う改正です。

68ページから71ページを順次ごらんください。68ページ、69ページの第59条の2、第59条の3、70ページの第67条、第70条、71ページの第70条の2ですが、これらは固定資産税に係る申し出等に関する規定で、提出書類の記載事項について個人番号、法人番号などの規定を整備するものです。

続きまして、71ページ、72ページをごらんください。第85条は、提出書類の記載事項について、個人番号、法人番号などの規定を整備するものです。

72ページ、73ページをごらんください。第86条は、表現を改めるとともに、提出書類の記載事項について、個人番号、法人番号などの規定を整備するものです。

73ページ、74ページの第89条は、第9条新設に伴う略称規定による改正です。

74ページ、第127条の3、第135条は、提出書類の記載事項について、個人番号、法人番号などの規定を整理するものです。

75ページをごらんください。附則第4条は、法人税法の条ずれによるものです。

76ページをごらんください。附則第10条の2は、わがまち特例による固定資産税の課税標準の特例を定める規定ですが、第6項、第7項は項ずれによるもの、第8項に、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る課税標準の特例の割合を新たに規定するものです。

76ページから79ページをごらんください。附則第10条の3は、提出書類の記載に事項について、個人番号、法人番号などの規定を整備するものです。

附則第16条の2は、市たばこ税の税率の特例の規定ですが、廃止に伴い、削除するものです。

80ページ、81ページの附則第22条は、提出書類の記載事項について、個人番号、法人番号などの規定を整備するものです。

続きまして、本条例を改正するための附則について、改正文でご説明をいたします。45ページにお戻りください。

附則第1条は、施行期日を定めるものです。

附則第2条は徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置を、46ページの附則第3条は市民税に関する経過措置を定めておりますが、どちらも施行日前のものについては、なお従前の例によると定めるものです。

附則第4条は固定資産税に関する経過措置を定めており、第1項は、施行日前のものについては、なお従前の例によると定めるもの、第2項は、わがまち特例について定めるものです。

47ページの附則第5条は軽自動車税に関する経過措置を定めており、施行日前のものについては、なお従前の例によると定めるものです。

47ページから52ページの附則第6条は市たばこ税に関する経過措置を定めており、一部施行日前のものについては、なお従前の例によると定めるものと、税率について激変緩和等の観点から4段階で引き上げを行うことなどを定めるものです。

52ページの附則第7条は特別土地保有税に関する経過措置を、附則第8条は入湯税に関する経過措置を定めており、施行日前のものについては、なお従前の例によると定めるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（高野礼子君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） たくさん説明をいただいて、ありがとうございます。なかなか難しく、細かい部分についてはわからない部分、ちょっと勉強したので申すのですけれども、これから全体の市税収入に与える影響みたいなものがどのようになるかというものを試算し提出することはございますか。

○委員長（高野礼子君） 収納対策課長。

○収納対策課長（諏合 誠君） ただいまのご質問ですが、具体的な試算というものは行っておりません。ただ、現在似たような制度と申しますか、それに対応しているのが民法の147条の法の規定する承認という部分で分納ですね、分割納付、そちらで対応しております。それが市税で1,500件前後。国保税を含めた特別会計分でも同じく1,500件程度の分納が1年間にありますが、合わせて3,000件ありますが、そちらをやっている状況なので、今改正前の徴収猶予、職権による換価の猶予というものは1件か2件程度しかございません。来年4月以降もさほど多いものが出てくるとは想定しておりません。というのも、手続上、書類の提出とか煩雑なものがありますし、現在の分納のやり方のほうが簡易的にできるというようなことで考えています。当然徴収率に関しても、この制度が改正されたことによって落ちるとか、伸びるとか、そういったことはないのではないかと。あくまでも地方税法で、市町村条例で定めるということで、經由していただく、そういったものを定めなければならないということで改正を計画してございます。

以上です。

○委員長（高野礼子君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 当然この徴収猶予は、今お話、いろいろ財政を伺ったのですけれども、法人番号、個人番号を有しない人も当然いると思うのです。そうすると、両方対応しなくてはならないということ。大変職員にしてみれば、今までと違ってまた、一時は大変なことになるのではないかと申すのですけれども、それらに対する対応というのですか、職員の配置等も検討しなくてはならないのですけれども、考えておられるのかどうかということと、それと、真面目な人は当然これ、今度条例改正、番号法で、真面目な人にとってはそれでいいのでしょうかけれども、なかなか大変な人とか、特に裕福な方にとっては、真面目にやらないとこれは大変だなと、こう思っておるのですけれども、そこらのところでやはり、今まで割と幅を持たせて、徴収なんかもしていただいていたわけでありましてけれども、それも何回か窓口へ行って、徴収するように進めて、分割して納入のお手伝いをさせてもらったのですけれども、やはり話を聞いていても、職員の方が対応するのも大変なわけですよ。非常に払うほうはよく思わないで、そういった方は思うわけでありまして、そこらのところ、よほど職員の方たちも気を引き締めて対応していかないと大変なことになるのではないかなと。一時はですね。これが両方とも、全てが番号を有していただけたらあれだけれども、必ず有しない方、特に個人の番号を有しない方は出てくるのではないかと申すのです。どの程度、特に法人はそれほど多くないのではないかと申すのですが、個人の場合、特に納税のほうに関して、ばかりではないのですけれども、納税のほうに関して、収税に関して有しない方がどの程度出てくるというふうに見込んでいるのかどうか。ちょっと今のところはっきりした数字は出せないと思うのですけれども、その辺ですね。職員の立場に立ってのまず質問をさせてもらっているのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（高野礼子君） 財務部長。

○財務部長（佐藤雄一君） それでは、私のほうから、まずこの法人番号、個人番号等が付番になった関係で職員の配置と申しますか、そういった手当てについて考えているかどうかという話です。今のところそれによって、当然そういう法人番号、個人番号の確認ということでは若干作業はふえる、従来よりはふえるのかなというふうには考えておりますが、特にそれで職員の配置が新たに必要になるというふうなことは特に考えてはおりません。あるいは、また現在もアルバイト等でいろいろそういう書類関係の整理とか、そういったものはやっておりますので、そういった中で対応できるのではないかとというふうに考えております。

それから、委員ご指摘のそういう窓口、収納関係で来られる市民のお客様に対するやはりサービスといえますか、その辺、接遇、そういった面では余計、余分なという言葉ですけれども、新たなそういった付番関係、番号関係のあれも、有無の確認とか、そういったのもまた発生してくるかというようなことで、現在も、やはり最初に窓口に来られて、最初のそういうコンタクトをした瞬間のそういう職員の態度によって、お客様のそういう窓口、職員に対する意識と申しますか、そういう満足度と申しますか、そういったものも決まってくるというようなことで、現在もそういった接遇関係は、大変税務課のほうは減ってしまう税金を取る仕事ということで、お客さんにとってはちょっと余りうれしい作業ではないので、その辺で接遇、接客関係には十分留意しておりますが、番号もそういった接遇には十分心がけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。説明になっていないと思います……。

○委員長（高野礼子君） よろしいでしょうか。他に質疑がないようでありますので、質疑を終わります。意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） 意見がないようでありますので、意見を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第66号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることに決しました。

◎議案第67号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高野礼子君） 次に、日程第7、議案第67号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。財務部長。

○財務部長（佐藤雄一君） 議案第67号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明します。

資料のほうは、83ページの議案書のほうをごらんください。手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第1条から第3条までの3条立てによる改正でありまして、改正の内容は、手数料を徴収する事項及びその金額を規定した別表の改正でございます。

詳細につきましては、財政課長よりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高野礼子君） 財政課長。

○財政課長（後藤厚志君） それでは、議案書補助資料の84ページをお開きください。1点目は農林整備課に係る改正でございまして、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称変更に伴うもの、また2点目としましては、市民課に係る改正でございまして、個人番号制度の施行に伴い、平成27年10月から個人番号通知カードの交付が始まるほか、平成28年1月からは、現在交付しております住民基本台帳カードにかわりまして、新たに個人番号カードの交付が始まることから、交付手数料に関しまして必要な条文の改正を行うものでございます。

それでは、85ページからの新旧対照表をごらんください。1点目の改正につきましては、別表11の項目におきまして、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」、これが「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」というふうに名称変更されております。実際のところ、平成27年5月30日から交付、施行されてございまして、これに基づく名称の変更でございます。

次に、2点目の改正でございしますが、86ページでございます。市民課に係る改正で、平成5年95の項目を96に変更いたします。また、10の項目から94の項目までを1つずつ繰り下げることといたしまして、9の項目の次に、新たに個人番号通知カードの再交付手数料について追加するもので、交付手数料を1件500円とするものでございます。

続いて、87ページでございますが、別表9の項目の「住民基本台帳カードの再交付並びに有効期限内交付手数料」、これを「個人番号カードの再交付」に改め、交付手数料を1件800円とするものでございます。

交付手数料につきましては、国の制度におきまして個人番号通知カード、また個人番号カード、それぞれ初回交付は無料としておりますが、紛失等により再交付となる場合の再交付につきましては国庫補助の対象とならないため、受益者負担の考えに基づきまして申請者から徴収するものでございます。

なお、金額につきましては、それぞれ原紙並びにICカードの購入原価等を考慮し、国から示されております再交付手数料相当経費と同額としております。

さらに、議案書の改正条例、83ページにお戻りいただきます。附則としましては、条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行の日から、具体的には平成27年10月5日、また第3条の規定は番号法附則第1条第4項に掲げる規定の施行の日から、具体的には平成28年1月1日から施行することとするものでございます。

以上で議案第67号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（高野礼子君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

次に、意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） 意見がないようでありますので、意見を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第67号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることに決しました。ありがとうございました。

以上で当委員会に付託されました案件については全て終了いたしました。

◎散 会

○委員長（高野礼子君） これにて本日は散会いたします。

ありがとうございました。

午前11時32分 散会